

公 告

次のとおり制限付き一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

なお、本公告の入札は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）により実施する。

平成27年4月16日

春日井市長 伊藤 太

入札事案	1 件名	市営下原住宅建替工事(機械)		
	2 場所	春日井市東山町地内		
	3 工期又は期間	契約締結日の翌日から平成29年3月15日まで		
	4 概要	給排水衛生設備 一式 ガス設備 一式 換気設備 一式		
	5 予定価格	事後公表		
	6 最低制限価格	事後公表		
	7 工事担当課	春日井市建設部住宅施設課		
入札参加資格	8 入札参加資格者名簿の年度 (代表構成員及び構成員)	平成26・27年度		
	9 地域要件	代表構成員	愛知県内の本店又は支店	
		構成員	春日井市内の本店又は支店	
	10 業種区分及び総合評定値(1)	代表構成員	管工事業 1000点以上	
		構成員	管工事業 600点以上	
	11 業種区分及び総合評定値(2)	-		
	12 施工実績(代表構成員)	内容	平成22年4月1日以降に完成した官公庁が法の規定に基づく管工事業の工事として発注した工事について、元請として(JV工事も含む。)施工実績を有する者であること。	
		金額	4千万円以上。JV工事は、出資割合が20%以上の場合に限り、実績金額は、出資割合で按分後の金額とする。	
	13 施工実績(その他)	-		
	14 春日井市工事成績評定(構成員)	管工事業		
15 その他の要件	<p>本件工事は、特定建設工事共同企業体に発注するものとし、共同企業体の構成等は、8項から14項に示すほか次のとおりとする。</p> <p>(1) 共同企業体は、2社構成とすること。</p> <p>(2) 結成方法は、自主結成方式とすること。</p> <p>(3) 構成員の出資割合は、すべての構成員が30パーセント以上とすること。</p> <p>(4) 代表構成員は出資割合が、構成中最大であること。</p> <p>(5) 本件工事の共同企業体の構成員は、本件工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。</p> <p>(6) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p>			
16 入札方式	事前審査型一般競争入札			
17 落札方法	価格競争			
18 参加申込期間	平成27年4月16日(木) 午後3時から 平成27年4月30日(木) 午後4時まで			
19 参加申込添付書類	制限付き一般競争入札参加申込書			
20 入札参加資格結果通知	平成27年5月8日(金)			
21 入札参加資格結果通知についての質問期限	平成27年5月18日(月) 午後5時まで			
22 資格確認申請書等及び設計図書配布期間	平成27年4月30日(木) 午後5時まで			
23 設計図書の質問期間	平成27年5月14日(木) 正午まで			
24 入札回数	3回			

入札 手続き等	25 入札期間	平成27年5月22日(金) 午前9時から 平成27年5月25日(月) 午後4時まで 平成27年5月26日(火) 午前10時50分 から 午後0時50分 まで 平成27年5月26日(火) 午後1時50分 から 午後3時50分 まで
	26 入札添付書類	工事費内訳書
	27 開札日時	平成27年5月26日(火) 午前10時20分 平成27年5月26日(火) 午後1時20分 平成27年5月26日(火) 午後4時20分
	28 開札場所	春日井市財政部管財契約課
	29 資格確認申請書等提出期限 及び提出先	平成27年4月30日(木) 午後4時まで 春日井市総務部総務課
	30 資格確認申請書等	(1) 制限付き一般競争入札(共同企業体)参加資格確認申請書 (2) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書 (3) 入札、契約締結、代金請求受領使用印届 (4) 特定建設工事共同企業体協定書 (5) 委任状 (6) 建設業許可通知書の写し及び支店の場合は営業所ごとの営業業種一覧表の写し (7) 経営事項審査の総合評定値通知書の写し (8) 建築一式工事の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し又は国家資格を証明する書面の写し (9) 代表構成員及び構成員が配置する監理技術者及び主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類の写し (10) 12項の工事を施工し、完成させた実績が確認ができるもの ※ ただし、(2)～(5)は袋とじとすること。
31 その他	—	
入札 (契約) 条件	32 入札保証金	春日井市契約規則(昭和40年春日井市規則第6号)第11条の規定により免除。ただし、第12条の2の規定により落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、免除された入札保証金に相当する額を違約金として納付すること。
	33 契約保証金	契約金額の100分の10以上
	34 前払金	有
	35 中間前払金又は部分払	有
	36 合算変更の有無	無
	37 建り法適用の有無	有
38 その他	この制限付き一般競争入札による契約は、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年春日井市条例第1号)第2条の規定による春日井市議会の議決を要するため、議決後に締結する。	
39 契約担当課	春日井市財政部管財契約課	
連絡先	春日井市鳥居松町5丁目44番地 (入札参加資格に関すること) 春日井市総務部総務課庶務担当 (電話 0568-85-6067) (入札の執行に関すること) 春日井市財政部管財契約課契約担当 (電話 0568-85-6267) (工事の内容に関すること) 春日井市建設部住宅施設課住宅担当 (電話 0568-85-6294)	

その他別添「春日井市制限付き一般競争入札の公告説明書」を遵守すること。